



平和や人権の運動を奪い取る共謀罪を許さない —— 安倍政権の嘘を暴け ——

フォーラム平和・人権・環境
共同代表 藤本 泰成

安倍首相の政治手法 — もう一つの真実という嘘

安倍首相は、テロ等準備罪いわゆる共謀罪（以下共謀罪）を成立させなければ、テロ対策で各国と連携する「国際組織犯罪防止条約」が締結されず「2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催できない」と主張しています。果たしてそうなのでしょうか。

「もう一つの事実」（Alternative Fact）とか「ポストトゥルース」（Post Truth）とかいう言葉が、米国トランプ政権の特徴として語られています。政策の中身や客観的事実より市民社会の感情へのアピールが重視され、そのことで世論が形成される政治文化を言います。安倍首相の「オリンピックが開催されない」という主張も、何の根拠もない嘘言です。目的は共謀罪を成立させることにあります。安倍政権の政治手法は、虚言をもって市民感情にアピールし自己に都合のいいように政治を操るところにあります。私たちは騙されてはなりません。

目的が違う国際組織犯罪防止法

共謀罪導入の理由とされる「国際組織犯罪防止条約」の目的は、「金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため」に活動する「マフィアなどの越境的犯罪集団の犯罪を防止するための条約」とされています。あくまでも経済的な犯罪が対象であって、国連の立法ガイドには「目標が純粋に非物質的利益にあるテロリストグループなどは原則として組織的犯罪集団には含まない」とされています。そもそも、政治的テロ組織や犯罪は含んでいないのです。安倍首相が、テロ対策を標榜するのは共謀罪を日本社会に導入する口実に過ぎないのです。

共謀罪新設は必要ない

外務省は、共謀罪の新設が「国際組織犯罪防止条約」締結には必要と説明してきました。しかし共謀罪を新設した国はノルウェーとブルガリアしかありません。組織犯罪に共謀罪を対象としていない国も、ブラジルやモロッコなど数カ国あるようです。国連の立法ガイドには、明確に「共謀罪または結社罪という名の制度を導入することなしに、組織犯罪に効果的な措置を講ずるという選択肢は許容されている」とされています。このように、安倍首相の「共謀罪なくしてオリンピックはできない」という主張は、全くのごまかしなのです。

国内法で十分ではないか

日本の国内法には、内乱陰謀罪や私戦陰謀罪など犯罪を企んだだけで罰せられる法の規定もありますし、サリン等規制法、爆発物取締法、核テロ処罰法、航空機の強奪防止法、麻薬取締法、覚醒剤取締法、銃砲刀剣類所持等取締法など多くの重要犯罪において未遂以前の段階から取り締まりが可能な状況となっています。テロの常套手段に対しては、そのほとんどが法の適用範囲にあります。テロが起きてからでは遅いとの主張もありますが、銃砲刀剣に関してもきわめてきびしい日本社会において、これまでになかった新たなテロの現実的危険性はほとんど考えられません。現行法によっても重大犯罪の準備行為等の摘発や処罰は十分可能だと言えます。

共謀罪は治安維持法の復活

3月18日、沖縄平和運動センターの山城博治議長が保釈されました。公務執行妨害、器物破損、威力業務妨害などでっち上げとも言える軽微な罪状で5か月も勾留されました。反基地闘争のリーダーである彼を、決して高江や辺野古に立たせないことが、安倍政権の

意志だったのです。決して政府の方針に異を唱えさせないことが、長期にわたる勾留の意味だったのです。共謀罪の適用犯罪の中に「威力業務妨害」があります。辺野古へのトラックによる資材搬入をどう阻止するか、みんなでブロックを積もうか、入口に座り込もうか、そう話しただけで、実際にそうしなくても罪になる、それが共謀罪です。平和運動や人権運動を、労働者や市民から奪い取るのが共謀罪なのです。思想信条の自由などを束縛し、権力の思うままに政治を動かす。共謀罪が成立すれば、平和運動の組織は「組織犯罪集団」とされるに違いありません。そして、それが安倍政権の企みなのです。戦時中最大の言論弾圧事件「横浜事件」の元被告木村亨さんのつれあい、国家賠償請求訴訟を闘っている木村まきさんは、共謀罪は「平成の治安維持法です」と断言しています。治安維持法が、その適用範囲を拡大して、反戦を主張する者や天皇制と相容れない宗教者、権力に迎合しない研究者など、権力が気に入らない者を恣意的に摘発し、いかに犯罪をねつ造していったのか、歴史はそのことを明らかにしています。政府は3月21日にこの法案を閣議決定し、この国会で強行可決する構えでいます。私たちは、民主主義を守り、そして社会を豊かにしていく営みのために、決して共謀罪の導入を許してはならないのです。

今度退職する仲間を、高率で退職者会に迎え入れよう
リスクに備える安心総合共済に一人でも多くの加入を

自治退がおすすめする 安心総合共済

ケガ/賠償責任/携行品損害を補償

年齢制限なし

がん補償(オプション)2014年より新設！ 70歳まで補償

2017年8月15日まで中途加入を受付

中途加入の場合も補償期間は2018年3月20日午後4時まで

☐ 会員なら誰でも加入できます

(がん補償のみ告知内容によって加入制限があります)

☐ 本人型、夫婦型より契約タイプを選択

※傷害天災補償ありタイプもあります。

☐ ケガ通院でも1日目から補償

☐ ケガ(死亡・入院・手術・通院保険金)と賠償責任と自宅外の家財を補償

☐ (オプション)がんと診断された場合、一時金を支払います

☐ 毎月15日までの翌々月20日午後4時より補償

☐ 掛金は始期当月27日に口座振替を致します

詳細については各退職者会もしくは取扱代理店(株)自治労サービス

03-3239-5880までお問い合わせください

「安心総合共済」は、東京海上日動火災保険株式会社の団体総合生活保険のペットネームです。ご加入にあたっては必ずパンフレット、重要事項説明書をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には代理店までお問い合わせください。

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 広域法人部団体・協同組織室
住所: 東京都千代田区三番町6-4 TEL: 03-3515-4151 2016年9月作成 16-T17654

2017年度予算案衆院通過

貫かれた骨太方針の「負担増・給付抑制」 医療・介護で1,400億円の給付費抑制

2017年度政府予算案は、2月27日衆議院で自民・公明などの賛成多数で可決され、参議院審議に付された。

2017年度予算案の規模は、97.4兆円、社会保障32.3兆円、防衛費5.1兆円などとなっており、当初予算規模としてはいずれも過去最大となっている。

社会保障費については、2015年に閣議決定された「骨太方針2015」による「経済・財政再生計画」の集中期間（28年度～30年度）に社会保障費の自然増を1.5兆円に抑制する方針に基づき、29年度で見込まれる社会保障費用の自然増6,400億円を5,000億円以内に抑え込むため、1,400億円以上の抑制が要求されていた。

政府予算案では、社会保障費の1,400億円以上抑制（削減）のため、高齢者の社会保障給付費をターゲットに、医療・介護部門で大幅な利用者負担の引上げを盛り込んだ。予算案上の主な見直しは以下のとおり

- ① 70歳以上の高額療養費（一般及び現役並み所得区分）の限度額引上げ
- ② 高額介護サービス費の限度額引き上げ
- ③ 高額介護合算療養費（一般及び現役並み所得区分）の限度引上げ
- ④ 後期高齢者保険料軽減特例見直し
- ⑤ 療養病床入院時居住費引上げ、医療区分Ⅱ・Ⅲは0円→200円（日額）

⑥ 2号被保険者の介護納付金の総報酬割導入（段階実施、32年度全面導入）

また、この29年度の制度見直しは「段階実施」となっており、30年度以降の「本格実施」では、さらに大幅な「負担増・給付抑制」が連結されている。

さらに介護保険法改正で30年度からの利用者負担の3割導入が図られようとしている。

依然大きい福祉職と他産業との賃金格差 29年度臨時報酬改定だけでは人材確保・定着は困難

深刻化する福祉人材確保に向けた処遇改善については、保育士については一般財源で2%（月6千円程度）、介護人材については、臨時介護報酬改定として1.14%（月平均1万円相当）の引上げが予算化された。しかし今年2月の厚労省の賃金構造調査では、介護をはじめとした福祉職の賃金水準は全産業平均に比べ約3万円低いことが明らかにされた。また、介護福祉士養成校の定員充足は5割割れ、介護福祉士試験受験者半減が明らかにされている。この間の処遇改善策の実効性が薄いことから、確実に福祉職の処遇改善・職場定着につなげるために、基本的な雇用・賃金形態の改善や研修・労働環境等の抜本改善が必須要件となっている。

地域医療介護総合確保法に基づく、地域基盤整備・人材確保を目的とした「基金」は、27年度より毎年度医療で904億円、介護で724億円予算化され、次年度も同額が計上され、都道府県計画に基づき各県に交付されている。基金の積極的な活用による人材確保・基盤整備の取り組みも重要な課題。

介護保険法等改正法律案審議開始

自立支援・重度化防止で自治体にインセンティブ 利用者負担3割導入、新たに「介護医療院」創設

政府は、2月7日、先の社保審介護保険部会・医療保険部会の制度見直し意見及び昨年12月の経済財政諮問会議「経済・財政再生アクションプログラム2016」で決定された高齢者医療及び介護保険制度の大幅な見直しを反映した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出した。

同法案は、介護保険法や医療法、老人福祉法、障害者総合支援法、社会福祉法、児童福祉法等関連8法の一括法として提案されており、政府は予算関連法案として早期の成立を図ろうとしている。しかし法案は、「自立支援・重度化防止推進」を口実とした自治体へのインセンティブ付与が新たな介護給付抑制に誘導しかねない点や、3割負担導入等による急速な高齢者の負担増など、多岐にわたる重要な見直しを含んでおり、十分な審議が求められている。既に法案の国会審議は進められており、3月段階での国会対策が重要となっている。＜法律案の骨子は＞

1. 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化、事業計画の達成状況の国への報告と要介護度の維持・改善等に対する国からのインセンティブ（交付金）の付与（30年度予算から実施）
2. 介護療養病床に代わる新たな介護保険施設『介護医療院』の創設（「長期療養のための医療」と「日常生活の世話（介護）」を一体的に提供する施設）
＊報酬・基準等は社保審介護給付費分科会等で検討
3. 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、新たに共生型サービスを位置付け、「共生型サービス事業所」を創設（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等を想定）
4. 介護サービス利用者負担の見直し、3割負担の導入（30年8月施行）

5. 2号被保険者の（40歳～64歳）介護納付金の負担方法を「加入者割」から「総報酬割」へ移行（29年8月から32年度にかけ段階実施）

さらに財政審建議や骨太方針は、「給付の重点化、制度の持続可能性の確保」を口実に、介護保険の給付範囲の大幅な縮小、軽度者（要介護2以下）の介護給付からの排除を求めている。今次社保審の中では慎重論や反対論が多く、直近の具体化は阻止できたが、火種はしっかり残されている。夏以降本格化する社保審介護給付費分科会で、軽度者支援の介護保険給付からの除外につながる生活援助サービスや通所事業の介護報酬および基準の引き下げ圧力を許さない取り組み強化が求められている。

2018年度の、医療・介護の各種計画の同時改定に向け 市民参画で、ご当地の地域包括ケアネットワークの構築を

2018年は、医療・介護計画策定、診療報酬・介護報酬改定、国保都道府県化等が同時に実施される年であり、その内容を決定する2017年の取り組みは、国の制度見直しだけでなく、自治体の各種計画策定が極めて重要となる。

厚生労働省は、3月10日に全国都道府県担当課長会議を開催し、今次の一連の制度改正を前提に、30年度からの医療計画と連動した介護事業計画策定作業について新たな策定指針を示した。都道府県及び市区町村では、国から示された策定指針に基づき、医療・介護連携による地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護事業（支援）計画の策定作業を開始する。

退職者連合は、介護・医療制度改悪阻止に向け、「春要求」実現に向けた国会対策の強化（現役組織・協力政党、関係市民団体等との連携）を図っている。また、18年度に向け進行する各種自治体計画策定作業について、可能な限り意見反映することを目指している。制度・政策課題に対する国会対策とともに、地域で現役組織、協力議員、市民団体等と連携し、市民参画による自治体計画策定への取り組みを強めよう。